

Title	方法論的個人主義にもとづく社会理論の問題点 : パーソنزとロールズを中心として
Author(s)	友枝, 敏雄
Citation	年報人間科学. 43 P.1-P.14
Issue Date	2022-03-31
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/86455
DOI	10.18910/86455
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〈論文〉

方法論的個人主義にもとづく社会理論の問題点
——パーソンズとロールズを中心として

友枝 敏雄

論文要旨

本稿の目的は、方法論的個人主義にもとづく社会理論の問題点を明らかにすることである。本稿では、方法論的個人主義にもとづく社会理論の代表として、パーソンズとロールズを取り上げる。パーソンズの社会理論としては、秩序問題に対する解法を取り上げ、ロールズ社会理論としては、正義論を取り上げる。両者の社会理論に共通するのは、自立した自律的に意思決定できる行為者を前提にして理論が組み立てられていることである。「自立した自律的に意思決定できる行為者」を「フィクションとしての個人」と呼ぶことにする。「フィクションとしての個人」を設定することによって、「二者関係の安定化による社会秩序の成立」や「民主的意思決定による正義の導出」が可能になる。しかし「フィクションとしての個人」を前提にした社会理論では、富める者と貧しい者、健常者と障がい者、戦争と紛争が生み出す貧困者と難民といった「圧倒的な非対称」を捉えることはできないのである。

キーワード

方法論的個人主義、社会理論、パーソンズ、ロールズ、フィクションとしての個人

1. はじめに

方法論的個人主義と方法論的集合主義 社会学的分析の2つの方法として、「方法論的個人主義と方法論的集合主義」がある。これは、社会事象¹⁾を分析する際の対照的な2つの方法である。方法論的個人主義とは、社会事象を個人の行為の集積として捉えたうえで、個人の行為の分析からスタートして、社会事象を解明する方法である。これに対して、方法論的集合主義とは、社会事象が個人の行為の単なる集積とは異なるものとしたうえで、社会事象が発生する原因やメカニズムを解明する方法である。

社会学は、しばしば「近代の自己認識の学」と呼ばれる。これは、ヨーロッパ近代に誕生した社会が、これまでの社会とは異なるものであることを認識した当時の人びとが、自分たちが「いまここに生きる」社会を研究対象としての確に捉えようとし、その結果、ヨーロッパ近代に社会学をその一分野として含む社会科学が誕生したのであった。

統治者の正当性を問題にする学問として政治学が誕生し、市場およびそのメカニズムに焦点をあてる学問として経済学が誕生する。政治学の始祖として、N.マキャベリ(1469-1527)、T.ホップズ(1588-1679)を

あげることには異論はないであろう。また経済学の始祖として、アダム・スミス（1723-90）をあげることができる。

19世紀に至り、「社会的なるもの (the social)」を対象とする学問として、社会学が誕生する。政治学の研究対象である統治者の正当性や経済学の対象である市場は可視化しやすい存在である。それに比べて社会的なるもの（=社会や社会制度）は可視化が困難な存在である。そのため、社会学の誕生は政治学や経済学に比べて遅れたとあってよい。社会学の始祖として、「社会学 (sociologie)」という言葉を提唱した A. コントをあげることができる。

社会学はヨーロッパ近代社会の誕生とともに成立した学問であるから、ヨーロッパ近代が生み出した個人主義と密接な関係にある。ここで「密接な関係にある」という意味は、社会学の理論は個人主義を前提にしている、つまり、個人主義を全否定するような理論を構築することはできないという意味である。別言すれば、個人の自由と尊厳を十分に認めた上で、理論は展開されねばならないということである。したがって社会学をその一分野として含む社会科学の理論は、個人主義的な色彩を帯びるのである。

本稿では、個人主義的な色彩を帯びた社会理論のどこに問題があるのかを明らかにする。そのような個人主義的な色彩を帯びた社会理論として、社会学者パーソンズと政治哲学者ロールズの理論を取り上げる。具体的には、パーソンズの秩序問題に対する解法とロールズの正義論を俎上に出して、両者に共通する問題点に迫ることにする。

2. パーソンズの社会理論

秩序問題 私たちが、社会事象をつぶさにながめるときに驚くのは、社会事象には秩序があることである。「秩序がある」ということの意味は、日常の生活が安全・安心である、そのため、リスクが起こることを心配しないで暮らせるということである。このことを具体的に記すならば、戦争や紛争がない、強権的な支配が行われていない、制度が有効に機能している、人間にある程度の道徳性があるということである。こう記すと、すぐさま「犯罪のない社会はないではないか」という反論を受けてしまう可能性がある。この点を議論しはじめると、社会病理学や逸脱行動論の分野でのおなじみの大議論となってしまうので、本稿では取り上げないことにするが、「社会には、ある程度安心に暮らせるような秩序が成立している」と考えることについて、多くの人は納得するであろう。

この秩序が成立していることを、行為理論によって説明しようとしたのが、パーソンズであった。社会秩序の成立を解明することを、社会学では秩序問題と呼ぶ。パーソンズの秩序問題への解法が興味深いのは、個人行為者の行為を出発点として、行為の集積の結果として社会秩序を説明しようとしていることである。

それではパーソンズ以前の社会科学では、社会秩序の成立をどのように説明していたのであろうか。社会秩序を考える場合、それまでは、制度の正当性を論じ、正当であるがゆえに、その制度に従うのは当然だとするロジックで説明することが多かったとあってよい。ここでいう制度には、教育制度、税制、選挙制度のような純然たる制度を意味する場合と、その制度を担う主体（≒統治者）を意味する場合とがある。

たとえば、選挙制度の正当性は、一票の公平さによって評価される、すなわち一票の格差が小さいほど、よい選挙制度とされる。また、マキャベリの君主論や絶対王政下の王権神授説は、統治者の正当性を論証するものだった。さらに抽象化するならば、国家の意義とその正当性をテーマとする政治学と、市場原理の有効性をテーマとする経済学が、専門的な学問として展開していくのであった。

事制的秩序と規範的秩序 パーソンズにおいて秩序問題に対する行為論的把握がどのようなものであったのかについて明らかにする前に、パーソンズが社会秩序をどのように捉えていたのかを見ておこう。彼は、秩序には事制的秩序と規範的秩序があるとす。事制的秩序とは、統計法則にみられるランダム性および偶然性の対極にあるものであり、「本質的に論理的推論、特に科学というものによって理解可能な」

[Parsons,1937,p.91,訳,1,151頁] 秩序であるから、事象の規則性および現実に生起する秩序を意味する。これに対して、規範的秩序とは、「それが目的であれあるいは他の規範であれ、常に規範あるいは規範的要素の一定の体系と相関的なものである」[Parsons,1937,p.91,訳,1,152頁] から、何らかのぞましさの観点とつながったものである。

パーソンズが、事制的秩序と規範的秩序という区別を持ち出してきたのはなぜか。その理由は、自然現象と異なる人間の行為および社会事象の独自性にパーソンズが気づいていたことにある。

すでに多くの社会学者〔吉田,1995,正村,1995〕が指摘するように、自然科学と社会科学の決定的な違いは、自然科学が自然現象の法則性を解明する科学であるのに対して、社会科学が人間の行為および社会事象の規則性を解明することにある。つまり自然現象の法則が不変であるのに対して、社会事象の規則性は変化することである。人間の当為が働いているから、しだいに変化することもあれば、積極的に変更が加えられることもある。慣習やしきたりが変化するのは前者の例であるし、法律が改正されたり政策が実施されたりするのは後者の例である。

パーソンズの社会理論に影響を与えた社会学者の一人であるマックス・ウェーバーもこの自然現象と社会事象の違いに気づいていた。それゆえ、ウェーバーは自然科学と異なる社会科学の方法論を確立することに苦闘した。ウェーバーは、社会科学の独自性として、研究方法としては、意味理解の方法（「理解社会学」の方法）を提唱し、研究対象としては、エートスや価値や理念によって社会事象が生成され、制度として成立することに注目したのであった。エートスを研究対象とした代表作が『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』[Weber,1920] であることは言うまでもない。

自然主義的な立場と反自然主義的な立場 社会科学の方法には、自然主義的な立場と反自然主義的な立場がある²⁾。自然主義的な立場とは、自然科学との同質性を強調して、客観的に成立している社会事象を捉えようとする立場であり、反自然主義的な立場とは、自然科学との異質性を強調する立場である。ウェーバーが主張しているように、意味理解や価値や理念に注目して社会事象を捉えようとする立場である。

パーソンズの事制的秩序と規範的秩序を区別する試みは、つぎように理解できるであろう。現実が生起している秩序を自然主義的な立場によって捉えると事制的秩序が立ち現れ、反自然主義的な立場によって捉えると規範的秩序が立ち現れるということである³⁾。

功利主義的な社会理論 パーソンズは、功利主義的な社会理論の典型として、ホッブズの『リヴァイ

アサン』を祖上にあげ、功利主義の社会理論を克服すべく、自ら秩序問題への解法を展開する。そこでホッブズが『リヴァイアサン』で論じていたことを瞥見しておく。

よく知られているように、ホッブズは自然状態では、自然権を行使すると「万人の万人に対する戦い」になるとする。自然権とは、自分で自分の生命を守る権利のことである。情念や力に支配された人びとは、他者のことを考えないで行為するので、「万人の万人に対する戦い」の状態になるのである。

自然状態とは、正義も不正義もなく、「力と欺瞞」[Hobbes,1651 (1992)]が美徳になっており、自然権が保障されない状態のことである。自然状態では、理性の戒律であり、理性の展開する規範の体系である自然法は実現されない。そこで自然法を実現するためには、人びとは社会契約によって自然の自由(=自然権)を放棄し、主権者の権威にゆだねなければならない。ホッブズは、『リヴァイアサン』で19の自然法をあげており、共通権力の確立によって自然法が実現されるとした。ここから明らかなように、ホッブズは、自然権と自然法が重視されるためには、自然状態が克服されて社会状態にならなければならないが、その際必要なのが共通権力だと考えたのである。この共通権力を担うのがコモンウェルスであり、このコモンウェルスの正当性は、自然法によって保障されるものだった。自然法の内実が、人間の理性への全面的な信頼にもとづくものであったことはいままでもない。

なおコモンウェルスは国家と訳されることが多いが、国家そのものを意味しているのではなくて、むしろこの共通権力の担い手を意味しているので政治的共同体と訳するのが適切かもしれない。いずれにせよ、コモンウェルスに主権は与えられるべきであり、このコモンウェルスをホッブズは『旧約聖書』ヨブ記に登場するレビヤタン(リヴァイアサン)になぞらえたのである。

ホッブズの問題点は何か それでは、パーソンズはホッブズの何を問題にしたのか。この問いを、パーソンズが区別した事実的秩序と規範的秩序の観点から考えてみよう。ホッブズにおいては、事実的秩序と規範的秩序が一致していないことが問題なのである。パーソンズは、ここに功利主義の社会理論の難点があるとした。

功利主義の社会理論において、事実的秩序と規範的秩序が一致しないのは、行為者の行為に目的のランダム性が設定されているからである。目的のランダム性を設定し、行為の外在的な基準がなくなると、行為者はもっぱら自己の欲求を充足するために目的を決定するようになる。もちろん即時的な欲求の充足をめざす場合もあれば、即時的な欲求の充足はひとまず延期して、より大きな長期的な目的の達成をめざして行為する場合もある。しかしいずれの場合も最終的には欲求の充足をめざして行為しているのであって、何らかの義務意識にもとづいて行使しているのではない。目的のランダム性が選択される限り、行為者Aの目的と行為者Bの目的が両立する保証はなく、しばしば対立するのである。かくて複数の行為者の行為の集計の結果、「万人の万人に対する戦い」の状態が出現するのである。この事態をパーソンズは「功利主義のディレンマ」[Parsons,1937,p.64,訳,1,105頁]と呼んだのであった。

このような「功利主義のディレンマ」を克服するためには、行為の規範的要素が重視されなければならないというのが、パーソンズの解答だった。規範的要素への重視について、パーソンズは『社会的行為の構造』でつぎのように述べている。

(規範的とは) 行為者の観点のみからする目的論的要素を意味する。観察者にとって倫理的内容をもつものではない。[Parsons,1937,p.49,訳,1,86頁]

(規範的という言葉は) あるものが、(1)集合体の成員にとってか、(2)集合体の成員の一部にとってか、あるいはまた、(3)1つの単位としての集合体にとっての目的そのものである(他の目的のための手段という位置にあってもよい)ということが、1人あるいはそれ以上の行為者の感情となっているか、あるいはそうした感情を内含しているとみなされる場合、その限りにおいて、そのような行為体系の一側面、一部分あるいは一要素を指し示すものとして用いられるであろう。[Parsons,1937,p.75,訳,1,120頁]

ここに明瞭に示されているように、規範的とは、個人の欲求ではなくて、集合体(具体的は、集団や組織)に共有されており、集合体の共通感情や共通目標になっているものを意味している。さらに詳細な解釈を加えるならば、その共通感情や共通目標が、道徳的に正義であるのか、あるいは善であるのかについては、吟味されないにしても、多くの人びとに共有されているということの意味している。

パーソンズのいう「規範的」という意味が、以上のようなものであったとするならば、パーソンズの規範的要素への注目は、人間の行為におけるプラクティス (practice) に着目するギデنزやブルデューにおける行為理解に近いものだと言える。さらに言えば、「規則にしたがうことは1つの実践である」と述べたヴィトゲンシュタインの考え方と通底するものがあるといえる。つまり人間の行為を、慣習やしきたりなどの日常生活での行為に焦点をあてて捉えると、パーソンズのいう「規範的要素」への注目が的確に理解できるのではないだろうか。

制度化と内面化 「功利主義のディレンマ」を克服するために、すなわち事実的秩序と規範的秩序との一致をめざすために、パーソンズが『行為の総合理論をめざして』(1951)で提示したのが、制度化と内面化の考え方である。

パーソンズの『行為の総合理論をめざして』が刊行されたのは1951年であり、同年には『社会体系論』が刊行されている。パーソンズのAGIL4機能図式が提出されるのは、1953年のペールズとの共著 Working Papers in the Theory of Action においてである。そのため『行為の総合理論をめざして』では、社会は、文化システム、社会システム、パーソナリティシステムという3つのシステムから捉えられていた。

制度化とは、「行為者のもっている期待を、人々が分かちもっている価値の型と統合することである」[Parsons and Shils(eds.)1951,p.20,訳,31頁]。つまり行為者の保有する価値や規範が社会において承認され、社会の価値や規範になることである。これに対して、内面化とは、文化システムの価値や規範が学習され、行為者のパーソナリティ構造の一部になることである。パーソンズのいう制度化と内面化を図示すると図1のようになる。

図1 制度化と内面化

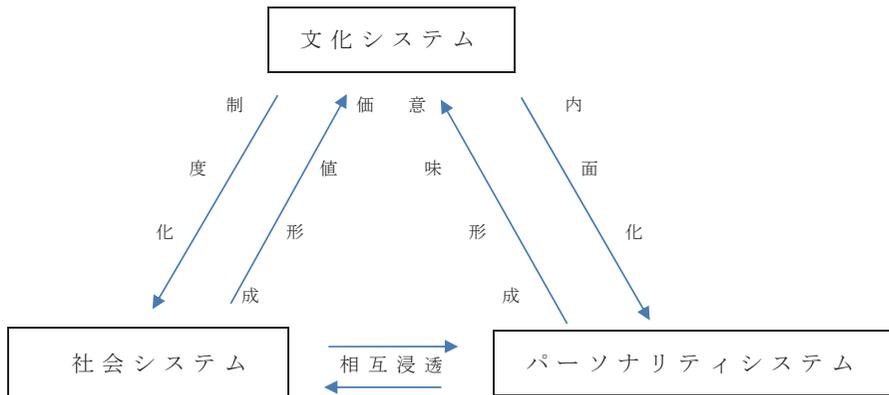


図1から明らかなように、行為を制御する価値や規範が、一方で社会システムに制度化され、他方では行為者のパーソナリティシステムに内面化されるから、行為者の自由意思にもとづく行為も、社会的なるものとして立ち現れ、社会システムの安定化に貢献するのである。この社会システムの安定化こそ、パーソンズが社会秩序の生成と考えるものである。

パーソンズにおいては、内面化は、もっぱら社会化の過程として考えられていた。そして役割形成を重視していたため、パーソンズの社会理論が価値や規範にコントロールされる役割人間を想定しており、ともすれば現状の役割を承認してしまい、現状の役割や秩序を作り直すという側面が弱いという指摘は、ある面であっている。しかし人間の日々の行為、さらには人間の発達・成長の過程が、役割取得および役割からの離脱、役割そのものの変更の過程としてなされると考えるならば、パーソンズの考え方は、それなりに重要だといえよう。

制度化と内面化によるパーソンズの秩序問題に対する解法が、価値や規範を所与としており、価値や規範の生成過程を説明していないという批判はあたっている⁴⁾。価値や規範の生成過程の説明が、秩序問題という問いに対する1つの解をなしていることは否定できない。しかし、パーソンズにとっては、行為そのものが、価値や規範を内在化したものとして理解されていたのではないだろうか。この点については、ウェーバーが「価値関係」に関心をもっていたことを想起させ、ウェーバーからパーソンズへという理論の継承を感じさせる。また発話行為論における「遂行的行為」とのつながりも興味深い点であるが、発話行為論とのつながりについて、稿をあらためて論ずることにしたい⁵⁾。

二者関係における相互行為の安定化 マクロにみた場合、制度化と内面化によって社会秩序は成立するのであるが、ミクロにみた場合、二者関係における相互行為は安定化するのだろうか。この問いに対して、パーソンズは自我 (ego) と他者 (alter) との二者関係において、お互いの役割期待を理解すれば、役割期待の相補性が成立し、二者関係は安定化するとしている [Parsons, 1951]。

パーソンズの秩序問題に対する解法の新しさは、社会秩序を、行為する個人行為者の視点から、制度化と内面化というメカニズム、二者関係における役割期待の相補性の成立というメカニズムによって捉えた

ことにある。

3. ロールズの正義論

第一原理と第二原理 個人主義的社会理論の代表として、本稿では、パーソンズとともにロールズを取り上げよう。パーソンズの社会理論と比較するために、ここでは、ロールズの正義論の中核にある正義の二原理と、正義の二原理の導出過程に焦点をあてる⁶⁾。導出過程において重要な概念となるのは、原初状態、無知のヴェール、反照的均衡である。

ロールズは、『正義論』第11節[Rawls,1971]で、「原初状態で合意されると思われる<正義の二原理>」を暫定的な形で提示している。

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な制度的枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠組みといっても他の人びとの諸自由の同様な制度的枠組みと両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない——(a)そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ(b)全員に開かれている地位や職務に付帯すること。[Rawls,1971,訳,84頁]

このなかで特に、第二原理の「各人の利益」と「全員に開かれている」という言葉が多義的であるとして、それを明瞭にするため、第12節で説明を試みている。すなわち表1にあるように、「各人の利益」と「全員に平等に開かれている」のそれぞれについて、2通りの解釈を示している。

「各人の利益」については、効率性原理（パレート最適）と格差原理という2つの可能性があるとする。どちらの原理を採用するかという大問題は残るのだが、パレート最適と格差原理という説明は、ある意味で説得的である。

表1 正義の二原理に関する四つの解釈（四つの選択肢）

	「各人の利益」	
	「平等に開かれている」	効率性原理
才能に開かれたキャリア（職業選択）としての平等	自然本性的自由の体系	自然本性的な貴族制
公正な機会均等としての平等	リベラルな平等	デモクラティックな平等

そして、「全員に平等に開かれている」についても、「才能に開かれたキャリアとしての平等」と「公正な機会均等としての平等」という、2つの可能性があるとする。「才能に開かれたキャリアとしての平等」

と「公正な機会均等としての平等」という言葉のみからロールズの言わんとすることを理解するには、かなりの困難が伴う。しかし、多くのロールズ研究者が指摘するように、「才能に開かれたキャリアとしての平等」とは、機会の平等を保障しないで行なわれる、自然発生的な競争原理が作動することである。違った表現をするならば、スタートラインをそろえないままで行なわれる競争のことである。このことを、教育達成を例として考えてみよう。親の出身階層が高く、よりよい社会的資源⁷⁾(主として経済的資源と文化的資源)を有している子どもは、容易に教育達成が可能になるのに対して、貧困で学校に通学することすらできない子どもは、教育達成ができないような状況がこれにあたる。

これに対して、「公正な機会均等としての平等」とは、機会の平等が保障された上で競争原理が作動することである。つまりスタートラインをそろえた上で行なわれる競争のことである。具体的に、教育達成で考えるならば、貧困な家庭の子どもに就学機会を与え、教育達成を可能にすることである。たしかに現実社会では、親の経済状況を完全に等しくすることはできないことは否定できない事実であるが、就学機会の平等化によって、貧しい家庭の子どもが学歴を獲得し、それによって地位達成が可能になるような状況のことである。

表1に示された、四つの選択肢のなかで、ロールズが焦点化しているのは、自然本性的な自由の体系、リベラルな平等、デモクラティックな平等の三つである。自然本性的な貴族制は、そもそも平等な制度とは言えないので問題にならない。

自然本性的な自由の体系を、社会学の言葉で表現するならば、たしかに自由は保障されているのであるが、社会階層論でいうところの属性主義的な原理(門閥、血縁、性別、人種、宗教)で社会的資源が分配されている社会ということになる。

これに対して、リベラルな平等とは、業績主義的な原理で社会的資源が分配されている社会ということになる⁸⁾。

近代産業社会は業績主義を称揚する社会であるから、リベラルな平等はのぞましいものであるということもできる。しかしロールズは、リベラルな平等の問題点も指摘する。

たとえ<リベラルな>構想が社会的な偶発性の影響力を取り除く上で申し分なく機能したところで、その構想は富や所得の分配を能力や才能の生来の分布が決定することを依然として容認してしまう。
[Rawls,1971,訳,100頁]

ここでいう社会的な偶発性とは、門閥、血縁、性別などの属性主義的な要因のことである。ロールズが言っていることは、つぎのように解釈できるであろう。属性主義的な要因を取り除いた場合、もし本人の能力や才能が、生得的なものではなくて獲得的のものであるならば、つまり人間としてこの世に生を受けて以来、本人の成長の過程で学習し獲得したものであるならば、何も問題はないであろう。しかし能力や才能が生得的なもの(能力や才能の生来の分布)であるならば、それによって社会に著しい不平等が生じるのは、よくないのではないかということである。だとすると、社会において社会的資源を獲得できない

人びとに、社会的資源を与え、格差を是正しようとするデモクラティックな平等がもっとものぞましいとして、ロールズはつぎのように述べている。

全員を等しく道徳的人格として扱い、かつ社会的な運/不運や生来のめぐり合わせの運/不運によって社会的協働の便益と負担を不当に割り当てることのない、二原理の解釈を探り当てようとする、四つの選択肢の中で<デモクラティックな>解釈が最善であることがわかる。[Rawls,1971,訳,102頁]

一つの思考実験—原初状態、無知のヴェール、反照的均衡—

原初状態で暫定的に定義された正義の二原理が本当に成立するかどうかということが、一つの思考実験によって説明することを、ロールズは試みている。その際、使用される重要な概念が、無知のヴェールと反照的均衡である。

まず原初状態とは、「社会契約説における自然状態に対応するもの」であり、「ひとつの正義にたどり着くべく特徴づけられた純粋な仮説的な状況」である [Rawls, 1971, 訳, 18頁]。盛山 [2006] の指摘する通り、原初状態とは、「何が公正な規範的原理か」について人々が合意に達することができるような架空の社会的場面である。

原初状態は無知のヴェールにおおわれている。無知のヴェールとは、「誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知ってないというもの」のことであり、「さらに、契約当事者たちは各人の善の構想やおのおの特有の心理的な性向も知らない」ことである。無知のヴェールにおおわれていると、「諸原理を選択するにあたって、自然本性的な偶然性や社会状況による偶発性の違いが結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすること」もなくなるのである [Rawls, 1971, 訳, 18頁]。こうした原初状態のもとで、道徳的人格を有する個人が合理的に思考すると、正義の二原理に到達するのである。この合理的思考において用いられるのが、マキシミン・ルールである。

マキシミン・ルールとは、ゲーム理論においてプレイヤーが選択する戦略の一つであり、相手の出方によって決まる利得のうち最悪のものを考え、そうした最悪の利得の中でもっともましな利得を得るような選択肢を採用する戦略のことである [盛山, 2006, 76-80頁]。

反照的均衡とは、「原初状態で選択される諸原理が<正義に関する私たちのしっかりした(熟考された)確信>と合致するかどうか、あるいはそれらの確信を無理なく拡張したものであるかどうかを調べる」 [Rawls, 1971, 訳, 28頁] ことである。反照的均衡に関するロールズの説明はきわめて難解であるが、あえて誤解を恐れずに表現するならば、正義に関する諸原理と、我々が現実社会との関係において生み出された確信(もしくは判断)との対応関係のプロセスを捉えたものが、反照的均衡である。さらに説明するならば、正義に関する諸原理が現実の問題にどのように適用されるかを検討するなかで、原理と確信(もしくは判断)との一貫性を確保するということである。たとえば「男性と女性との間に差別があってはならない」あるいは「健常者と障がい者との間に差別があってはならない」という原理を、現実の雇用の場で

の慣行と照らし合わせながら、平等および差別の意味を検討するというのが、これにあたる。

反照的均衡のプロセスを経て、最終的にはつぎの二つの原理が提出される。

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといってもすべての人の自由の同様な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a) そうした不平等が貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。

(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯するように。

[Rawls, 1971, 訳, 403頁]

正義の二原理のうちの第一原理は基本的諸自由の原理であり、第二原理の(a)が格差原理であり、(b)が公正な機会均等の原理と呼ばれるものである。

4. パーソンズとロールズ、それとは異なる道

フィクションとしての個人 これまでの説明により、パーソンズの社会理論もロールズの社会理論も個人主義的社会理論であることは明らかであろう。ここでいう「個人主義的」という意味は、理論のなかに登場する個人もしくは行為者が、自立しており、自律的に意思決定する主体を前提にしているという意味である。近代が生み出した個人主義という思想が、このような自立した、自律的に意思決定する主体を前提としている以上、パーソンズとロールズの方法は、王道をいくものである。この「自立した、自律的に意思決定する主体」を本稿では、「フィクションとしての個人」と呼ぶこととする。

近代社会の制度が「フィクションとしての個人」によって構成されていることのメリットは何か。最大のメリットは、各個人の意思決定の平等性を保証していることにある。そのもつともわかりやすい形が、選挙における1人1票の投票権である。また、誰でも教育を受ける権利を有しているという教育機会の平等の原理のその一つである。

しかし機会の平等ということを考えると、多くの人は、「機会の平等は、必ずしも結果の平等をもたらすものではない」ということに気づくはずである。機会の平等のもとでの競争の結果、勝者と敗者が生まれ、敗者の方が社会からこぼれ落ちてしまうことも起こりうるのである。

このような事態に考えを及ぼすことができるならば、「フィクションとしての個人」は、社会の構成原理を考えるうえでの前提条件（必要条件）ではあるが、それ以上のものではないことに気づくであろう。

無知のヴェールという設定への疑問 ロールズの正義論をこれまで何度も読み直したが、筆者に違和感が残るのは、無知のヴェールという設定である。盛山 [2006] によると、「自分にとって何が有利か

という個別的利害の観点からではなく、不偏的（誰か特定の個人のものではなく）でしかも対称的（誰のものでもある）な観点から規範的な原理を選択することを保証する装置」が無知のヴェールである〔盛山,2006,74頁〕。そうした設定のもとで達成される合意は、「公正」なものだという。公正であるがゆえに、社会の規範的原理たりうるのである。

なぜこれほどまでにロールズは、無知のヴェールにこだわったのだろうか。この問いに対する答えとして、民主的意思決定によって正義（とりわけ格差原理）が導出できるということを言いたかったのではないかと考えられる。民主的意思決定とは、集会的な意思決定であり、その集会的な意思決定（＝正義）が個人の意思決定の集積として導出されることを強調しているのである。

無知のヴェールということから、筆者に想起されるのは、ハーバーマスの理想的発話状況という設定である。周知の通り、ハーバーマスは理想的発話状況における討議によって、最良の意思決定がなされるとした。このような事態を、ハーバーマスはコミュニケーション的合理性が貫徹した事態だとする。

ロールズにしる、ハーバーマスにしる、人間の理性および合理的思考を尊重することは、意思決定を通じた正義の実現を考える上で、避けて通れないものであろう。このような意思決定において前提とされているのが、対等（＝平等）な個人であり、コミュニケーション可能な個人であって、圧倒的な非対称のもとの個人は前提されていないのである。本稿で取り上げたパーソンズの、役割期待の相補性による二者関係に安定化という考え方も、対等（＝平等）な個人を前提にしている。

1つのモデルもしくは思考実験として、無知のヴェールや理想的発話状況を設定することはゆるされるであろう。しかし思考実験の結果として、公正な規範的原理が導出されるということの経験的妥当性が感じられないのである。経験的妥当性が感じられないということの意味は、そのプロセスにリアリティが感じられないということである。

もちろんロールズが格差原理を提出したことは、大いに賞賛すべきである。しかし格差原理を提出するのであれば、社会の不条理、不正義としての不平等、それを是正するための方策として格差原理を単刀直入に提出するという考え方が、承認されてもよいのではないだろうか。

フィクションとしての個人にかわるものとして 前述したように、「フィクションとしての個人」は、社会の構成原理を考えるうえでの前提条件（必要条件）ではあるが、それ以上のもではない。それでは、社会理論を構成する場合にどうすればよいのだろうか。そのためには、社会理論に「フィクションとしての個人」としてのレベルと異なるレベルとして「圧倒的な非対称な関係や社会」を想定すべきであろう。ここで念頭にあるのは、具体的には、生まれつき障がいをかかえた人びと、難民生活を強いられる人びと、貧困にあえぐ人びと、性的マイノリティの人びとの存在である。こういう存在を直視するとき、「フィクションとしての個人」によって構成される社会理論は大幅な修正を迫られるであろう。

21世紀も20年以上経った現在、真の意味でモダンを克服する社会理論の構成が求められているのである。

文献

- [1] Hobbes,T.,1651 (1992) , (The Collected Works of Thomas Hobbes) , Leviathan, Routledge Thoemmes Press (永井道雄・宗片邦義訳『世界の名著 23 リヴァイアサン』中央公論社,1971) .
- [2] 正村俊之,1995,「近代の自己認識としての社会学」『社会学史研究』17号。
- [3] Parsons,T.,1937, The Structure of Social Action, Free Press (稲上毅・厚東洋輔・溝部明男訳『社会的行為の構造』1 - 5, 木鐸社,1974 - 89) .
- [4] Parsons,T.,1951, The Social System, Free Press (佐藤勉訳『社会体系論』現代社会学 14, 青木書店,1974) .
- [5] Parsons,T.and Shils,E.A. (eds.) ,1951,Toward a General Theory of Action, Harvard Univ. Press (永井道雄・作田啓一・橋本真訳『行為の総合理論をめざして』日本評論社,1960) .
- [6] Parsons,T.,Bales,R.F.and Shils,E.A., Working Papers in the Theory of Action, Free Press.
- [7] Rawls,J.,1971,A Theory of Justice, Harvard University Press (川本隆史他訳,2010,『正義論』紀伊國屋書店) .
- [8] 大澤真幸,1993,「『社会秩序いかにして可能か』は社会学の基本的な問いである」『別冊宝島 176 わかりたいあなたのための社会学入門』宝島社,所収。
- [9] 盛山和夫,1995,『制度論の構図』創文社。
- [10] 盛山和夫,2006,『リベラリズムとは何か』勁草書房。
- [11] 富永健一,1972,「社会体系の構造と変動」川島武宜編『法社会学講座』第4巻,岩波書店。
- [12] 友枝敏雄,1998,『モダンの終焉と秩序形成』有斐閣。
- [13] 友枝敏雄,2017,「第二の近代における公共性と正義」金子勇編『計画化と公共性』講座社会変動 10, ミネルヴァ書房。
- [14] Weber,M.,1920,Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I., J.C.B.Mohr (大塚久雄訳,1989,『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫) .
- [15] 吉田民人,1995,「ポスト分子生物学の社会科学」1995年度日本社会学会大会会長講演,1995年9月24日,東京都立大学。

注

- 1) 社会的な出来事を表現する言葉として、「社会現象」が適切なのか、それとも「社会事象」が適切なのか、なかなか判断が難しい。社会的な出来事には、可視的でないもの（たとえばラベリング、聖なる空間）があることをふまえて、ここでは「社会事象」という言葉を用いることとした。自然界の出来事には、「自然現象」という言葉を用いているので、若干、変則的な言葉の使い方になっていることを断っておく。
- 2) 自然主義的な立場と反自然主義的な立場については、友枝 [1998] を参照のこと。
- 3) 事実的秩序と規範的秩序の区別が曖昧であるという指摘が、盛山 [1995] によってなされている。
- 4) 大澤 [1993] を参照のこと。
- 5) オースティンが発話行為において、事実確認的発話と遂行的発話とを区別したことから考えると、遂行的発話が約束や命令の意味をもっていることは明らかである。遂行的発話は、何らかの規範性をもっているのであるから、行為に規範性を考えることは、それほど不自然なことではないかもしれない。
- 6) ロールズについての考察は、すでに友枝 [2017] で論じたものを本稿でも取り上げた。
- 7) 社会的資源とは、経済学における財 (goods) の概念を一般化したものであり、個人行為者および社会の活動に、さまざまなかたちで使用されるものの総称。富永健一 [1972] は、社会的資源を次のように分類している。

	社会的資源の分類	
	手段的 (用具として)	完結的 (報酬として)
物的資源	資本財	消費財
関係的資源	勢力・権力	威信
文化的資源	手段としての知識・教養	尊重の対象としての知識・教養

- 8) 属性主義 (ascription) とは、本人の努力によって変更することが困難な属性によって地位が与えられることである。たとえば門閥、血縁、性別、人種、宗教によって地位が与えられることがこれである。これに対して、業績主義 (achievement) とは、個人の能力・実績によって地位が与えられることであり、実力主義といわれるものである。

Problems of Social Theory Based on Methodological Individualism: Focusing on Parsons and Rawls

Toshio TOMOEDA

Abstract:

This paper explicates the problems of social theories based on methodological individualism, focusing on Parsons and Rawls as representatives of such theories. For Parsons' social theory, we consider how to solve the problem of order. For Rawls's social theory, we consider the theory of justice. What the two social theories share in common is that they are constructed on the assumption that an actor can make independent and autonomous decisions. I call an "actor who can make independent and autonomous decisions" an "individual as fiction." By setting the "individual as fiction," the "establishment of social order by stabilizing dyad relations" and "derivation of justice by democratic decision-making" becomes possible. However, social theory based on the "individual as fiction" cannot capture "overwhelming asymmetry" such as the rich and the poor, non-disabled and disabled, and the poor and refugees caused by war and conflict.

Key Words : methodological individualism, social theory, Parsons, Rawls, individual as fiction